

北海道告示第 11202 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 3 年 1 月 29 日までに北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 9 月 29 日

北海道知事 鈴木直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック静内店・マックスバリュ静内店  
日高郡新ひだか町静内木場町 1 丁目 1 番 86 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地  
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹  
札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別区中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社蚊野時計店	代表取締役 蚊野 好之	日高郡新ひだか町静内吉野町 1 丁目 1 番 42 号
株式会社 NK インターショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東 3 条南 8 丁目 1 番地 1 NKビル

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別区中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
① イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社蚊野時計店	代表取締役 蚊野 好之	日高郡新ひだか町静内吉野町 1 丁目 1 番 42 号
② 株式会社ノースエナジー	代表取締役 原 典彦	札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番 3 号 伊藤ビル 4 F

(4) 変更年月日

ア 上記 (3) ア① 令和 2 年 3 月 1 日  
イ 上記 (3) ア② 平成 29 年 10 月 26 日

(5) 変更理由

ア 上記 (3) ア① イオン北海道株式会社がマックスバリュ北海道株式会社を吸収合併したため  
イ 上記 (3) ア② 小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和 2 年 9 月 16 日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

令和2年9月29日(火)から令和3年1月29日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の1月2日及び同月3日を除く。)

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで